

## 令和8年度中小企業生産性向上補助金のご案内（仮）

この制度は、「中小企業振興奨励金」として支給していた事業用の建物・償却資産の取得に対する補助制度を改正したものです。対象となる資産取得、支給時期等が変更となっていますのでご注意ください。

### 制度を利用できる方

市内に事業所がある中小企業者で、市税及びその延滞金の滞納がない方

※対象となる中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項に規定される中小企業者です。詳細については裏面をご確認ください。

### 対象となる施設

令和7年中に取得した、事業の用に供する建物及び償却資産で、固定資産税が稲沢市で課税される施設のうち、取得額が1点100万円以上のもの。賃貸用の建物、リース物件は除きます。

※中古であっても、事業者にとって新たな取得となり、翌年度にその事業者へ初めて固定資産税が課税される施設は対象となります。(法人成り、事業承継や相続等で取得した施設は対象外)

※先端設備導入計画の認定を受け減免となる施設は、課税標準額の軽減割合で案分した取得額が対象となります。

※同一対象施設について、他の奨励措置との重複申請はできません。

### 補助額

対象となる施設の取得額(100万円以上) × 1% 建物については、固定資産評価額 × 1%  
(補助算定額の合計に千円未満の端数がある場合は切捨て)

※申請期間は令和8年4月1日～9月30日です。固定資産税の課税台帳への登載を確認後に交付します。

※申請後交付決定に当たり税の未納がないことを確認します。4月中の申請は第1期の固定資産税の納税が要件です。

### 申請方法

【申請書類】①「交付申請書」、②「取得明細書」を提出。

※取得明細書に替えて、対象となる資産を特定した申告書明細の控えを提出いただいても構いません。

【提出期限】令和8年4月1日(水)～9月30日(水)

※令和8年4月30日(木)までの申請にご協力ください。

※申請書等は市ホームページからもダウンロードできます。

※申請内容を確認することがありますので、申請書の連絡先・担当者は経理、担当税理士等申請内容について分かる方の記載をお願いします。

※対象となる資産が申請期間内に課税台帳に登載されない場合は、補助金の交付はありません。

### 提出先

〒492-8269 稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所 商工観光課 中小企業グループ

T E L:(0587)32-1332(ダイヤルイン)

F A X:(0587)32-1240

E-mail:chusho@city.inazawa.aichi.jp

※裏面もご覧ください

## 対象となる中小企業者

※事業所全体(稲沢市以外に所在する本店、支店、工場等も含む)で、常時使用する従業員数(パート、アルバイトを含む)または資本の額(出資の総額)のいずれか一方が下表に該当する方が対象です。

業種	常時使用する従業員数	資本金・資本の額
製造業・建設業・運輸業等	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※ただし、下表の業種については次のとおりです。

業種	常時使用する従業員数	資本金・資本の額
ゴム製品製造業(*)	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業	300人以下	3億円以下
情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
旅館業	200人以下	5,000万円以下
医業を主たる事業とする法人	300人以下	

\*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

## 下記にあてはまる方は対象となりません

- ・農業、林業、漁業
- ・非営利団体(医業を主たる事業とする法人を除く。)
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定される風俗営業を営んでいる方、同条第5項の規定に基づく性風俗関連特殊営業を営んでいる方
- ・その他市長が適当でないと思えた方

## 免税点について

・新たに取得した資産を含め、全体の課税標準額が下記の場合は固定資産税が課税されませんが、取得額が100万円以上であれば補助金は対象となります。(課税台帳への登載はあります。)

家屋(建物)・・・20万円未満

償却資産・・・150万円未満

## 令和7年度からの制度改正について

令和7年度(令和6年中取得分)については、中小企業振興奨励金(評価額1.4%×1/2)が支給されておりました。対象となる取得額に下限がなく固定資産税の課税があれば奨励金の支給対象でしたが、令和8年度(令和7年中取得分)からは、固定資産税が課税されても取得額100万円未満のものは対象外となります。中小企業の生産性向上に資する設備を広く1%補助する一方、負担額の少ない少額の取得は支援の対象外といたしました。

## 問合先

稲沢市役所 経済環境部 商工観光課 中小企業グループ

TEL:(0587)32-1332(ダイヤルイン)